

日高市告示第76号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1又は同表備考2の規定により、第一種区域及び第二種区域並びに昼間及び夜間の時間として次のとおり定め、平成24年4月1日から適用する。

- 1 第一種区域及び第二種区域は、それぞれ平成24年3月30日付け日高市告示第75号の表の備考1に定める第一種区域及び第二種区域とする。
- 2 昼間及び夜間の時間は、平成24年3月30日付け日高市告示第75号の表に定める昼間及び夜間の時間とする。